国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改　正　前	改　正　後
国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 **（平成１７年達示第３７号）** （前　略） （年次休暇以外の休暇）	
第５４条　次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第７号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。	第５４条　次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第７号及び第１０号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
(1)～(7)　(略)	(1)～(7)　(同　左)
(8)　骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成１６年達示第８４号。以下「育児・介護規程」という。）第３条第１項において子に含まれるとされる者を含む。以下第２項第３号及び第７号において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間	(8)　骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成１６年達示第８４号。以下「育児・介護規程」という。）第３条第１項において子に含まれるとされる者を含む。以下次項第３号及び第６号において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
(9)　(略)	(9)　(同　左)
	(10)　負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第４号及び第５号に掲げる場合を除く。）　一の事業年度において１０日の範囲内の期間
２　次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第６号、第７号及び第８号に掲げる場合にあっては、契約期間が６月以上である者又は６月以上継続勤務している者に限る。ただし、第７号及び第８号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児・介護休業法」という。）第１６条の３第２項及び第１６条の６第２項の規定において準用する第６条第１項ただし書による労使協定がある場合に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。	２　次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第６号及び第７号に掲げる場合にあっては、契約期間が６月以上である者又は６月以上継続勤務している者に限る。ただし、これらの休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児・介護休業法」という。）第１６条の３第２項及び第１６条の６第２項の規定において準用する第６条第１項ただし書による労使協定がある場合に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
(1)～(5)　(略)	(1)～(5)　(同　左)
(6)　負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前２号に掲げる場合を除く。）　一の事業年度において１０日の範囲内の期間	

(7)　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する有期雇用教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の事業年度において当該子が１人の場合は５日、２人以上の場合は１０日の範囲内の期間 (8)　有期雇用教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の事業年度において当該者が１人の場合は５日、２人以上の場合は１０日の範囲内の期間 (9)　女性の有期雇用教職員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間	(6) (7)　（同　左） (8)
３・４　（略）	３・４　（同　左）
（後　略）	
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 **（平成１７年達示第３８号）**	
（前　略） （年次休暇以外の休暇）	
第４６条　次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第７号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者（１週間の所定勤務日数が２日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で１年間の勤務日が１２０日以下である者を除く。）に限り、第９号に掲げる場合にあっては、別表第３に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。	第４６条　次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第７号及び第１１号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者（第７号に掲げる場合にあっては、１週間の所定勤務日数が２日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で１年間の勤務日が１２０日以下である者を除き、第１１号に掲げる場合にあっては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で１年間の勤務日が４７日以下である者を除く。）に限り、第９号に掲げる場合にあっては、別表第３に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
(1)～(7)　（略）	(1)～(7)　（同　左）
(8)　骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成１６年達示第８４号。以下「育児・介護規程」という。）第３条第１項において子に含まれるとされる者を含む。以下第２項第３号及び第７	(8)　骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成１６年達示第８４号。以下「育児・介護規程」という。）第３条第１項において子に含まれるとされる者を含む。以下次項第３号及び第６号にお

号において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(9)・(10)　(略)

２　次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第６号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で１年間の勤務日が４７日以下である者を除く。）に限り、第７号及び第８号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者であって、１週間の所定勤務日数が２日を超える者に限る。ただし、第７号及び第８号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下第５０条において「育児・介護休業法」という。）第１６条の３第２項又は第１６条の６第２項の規定において準用する第６条第１項ただし書による労使協定がある場合に限る。）に対して当該各号に

いて同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

(9)・(10)　(同　左)

(11)　負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第４号及び第５号に掲げる場合を除く。）　次の表の１週間又は１年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度において、同表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間

	１週間又は１年間の勤務日の日数					その他の事項
	５日	４日	３日	２日	１日	１週間の勤務日が４日以下とされている時間雇用教職員で１週間の勤務時間が３０時間以上であるものは、５日の勤務日の区分を適用する。
	２１７日以上	１６９日から２１６日まで	１２１日から１６８日まで	７３日から１２０日まで	４８日から７２日まで	週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。
日数	１０日	７日	５日	３日	１日	

２　次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第６号及び第７号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められている者又は６月以上継続勤務している者であって、１週間の所定勤務日数が２日を超える者に限る。ただし、これらの休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下第５０条において「育児・介護休業法」という。）第１６条の３第２項又は第１６条の６第２項の規定において準用する第６条第１項ただし書による労使協定がある場合に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
(1)～(5)　(略)
(6)　負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前２号に掲げる場合を除く。）　次の表の１週間又は１年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度において、同表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間

	１週間又は１年間の勤務日の日数					その他の事項
	５日	４日	３日	２日	１日	１週間の勤務日が４日以下とされている時間雇用教職員で１週間の勤務時間が３０時間以上であるものは、５日の勤務日の区分を適用する。
	２１７日以上	１６９日から２１６日まで	１２１日から１６８日まで	７３日から１２０日まで	４８日から７２日まで	週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。
日数	１０日	７日	５日	３日	１日	

(7)　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する時間雇用教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の事業年度において当該子が１人の場合は５日、２人以上の場合は１０日の範囲内の期間
(8)　時間雇用教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の事業年度において当該者が１人の場合は５日、２人以上の場合は１０日の範囲内の期間
(9)　女性の時間雇用教職員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

(1)～(5)　(同　左)

(6)
(7)
(8)
（同　左）

３・４　　（略） 　（後　略）	３・４　　（同　左） 　　　附　則 　この規則は、令和２年３月２５日から施行し、令和２年３月３日から適用する。